資料１

香川県の消費者行政の実施状況及び概要
（令和７年度実績・令和８年度計画）

１　相談・苦情処理業務（消費生活センター運営事業）

消費生活センター及び県民センターにおいて、高度複雑化した商品やサービス、契約などの消費生活に関する相談や苦情などを適切かつ迅速に処理し、消費者トラブルの解決を図る。

（１）相談・苦情の受付・処理

消費生活相談員を消費生活センターに８名（うち１名は多重債務・ヤミ金融専門相談員）、各県民センターに５名配置し、消費者からの商品・サービスの購入・使用等に関する相談・苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

【令和７年度実績】

・相談・苦情件数：5,059 件（苦情 4,690 件、問い合わせ等 369 件）

・事業効果：助言（自主交渉）1,856 件、情報提供 1,326 件、斡旋解決 853 件、他機関紹介 357 件、その他 667 件、被害防止額　約 69,960 千円

（２）弁護士・司法書士相談

高度化・専門化する相談・苦情に対応するため、毎月１回、専門家から法律的な見地に基づく助言を得る。

【令和７年度実績】

・弁護士による消費生活相談：原則毎月１回実施　相談件数 29 件

・司法書士による多重債務・ヤミ金融相談：原則毎月１回実施　相談件数７件

・専門コンサルタントの委嘱

弁護士に専門コンサルタントを委嘱し、毎月１回、相談・苦情の処理に関する助言を得た。

（３）事業者との情報交換

事業者が消費生活センターを来訪した際、情報交換を行うとともに、消費者からの苦情・相談があればその概要等を伝え、改善を図るよう要請するもの。

【令和７年度実績】

・来訪事業者数：25 社

（４）消費生活相談員等に対する研修

国民生活センターの研修を受講し、消費生活相談員等の資質の向上に努める。

（５）全国消費生活情報ネットワークの活用

国民生活センター、関係官庁と全国の消費生活センターの間を結ぶ「全国消費生活情報ネットワークシステム」（ＰＩＯ-ＮＥＴ）に相談情報を入力するとともに、同システムを活用し全国の消費者問題情報を相談・苦情の処理に際しての参考とする。

【令和７年度実績】

・相談情報入力件数：5,059 件（消費生活センター3,100 件、県民センター1,959 件）

２　消費者教育・啓発、情報提供等

香川県消費者教育推進計画に基づき、消費生活に関する講座や広報媒体を活用した情報発信などを行うことにより、消費者の自立支援に加え、「消費者市民社会」の実現に参画できる消費者を育成する。

（１）消費者月間（５月）事業

①　消費生活パネル展

高松市との共催により、悪質商法や消費者ホットライン 188 をはじめとした相談窓口について紹介するパネル展を開催する。また、ＶＲゴーグルを使用して、消費者トラブルを疑似体験できるブースも設置する。

【令和７年度実績】

・実施日　令和７年５月 17 日、18 日

・場　所　イオンモール高松　１階シーコート会場

【令和８年度実績】

・実施日　令和８年５月 30 日、31 日

・場　所　イオンモール高松　１階シーコート会場

②　消費者支援功労者表彰（消費者庁表彰）

消費者支援活動に特に顕著な功績のあった団体、個人を表彰するもの。

【令和７年度実績】

・県立多度津高等学校家庭クラブが内閣府特命担当大臣表彰を受賞した。（本県における内閣府特命担当大臣表彰の受賞は、令和元年度以来２例目）

③　香川県消費者支援功労者顕彰（知事感謝状）

県において多年にわたり消費者の利益の擁護及び増進に功績のあった個人を顕彰するもの。

【令和７年度実績】

・３名を顕彰した。

【令和８年度実績】

・２名を顕彰した。

（２）大学等における消費者講座の開設

①　香川大学及び香川短期大学と連携し、正規授業の一環として消費者啓発リレー講座を開催する。

【令和７年度実績】

・香川大学法学部（講義科目「消費者生活と法」において授業 10 回、令和７年 11 月～令和８年１月）

・香川短期大学経営情報・デザイン学科（講義科目「社会学」において授業３回、令和

８年１月）

【令和８年度計画】

・香川大学法学部（講義科目「消費者生活と法」において授業 10 回、令和８年 11 月～令和９年１月）

・香川短期大学経営情報・デザイン学科（講義科目「社会学」において授業３回、令和８年 10 月）

② 香川大学と連携し、正規授業の一環として消費者被害防止のための講座を開催する。

【令和７年度実績】

・香川大学法学部（講義科目「大学入門ゼミ」において授業１回、令和７年6月 10 日）

【令和８年度実績】

・香川大学法学部（講義科目「大学入門ゼミ」において授業１回、令和８年６月９日）

（３）教員向け研修

教育委員会と連携し、中堅教諭等資質向上研修等（対象者：新規採用後６年を経過した公立小・中学校、公立高校・特別支援学校の教諭等）において消費者教育の在り方に係るオンデマンド型オンライン研修を実施する。

（４）金融に関する広報啓発

香川県金融広報委員会（事務局：日本銀行高松支店内)、香川県、四国財務局が共催で、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・消費者教育活動として金融経済講演会を開催する。

【令和７年度実績】

・開催日　令和７年 11 月 16 日

・場　所　サンポートホール高松　５階第２小ホール

・講　師　八代 英輝 氏

（５）地域における消費者教育

① 消費生活に関する資格取得応援講座

県と(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（ＮＡＣＳ）との共催で、国家資格である消費生活相談員の資格取得を支援するための講座を開催する。

・内　容

（ⅰ）事前講座（全１回・ガイダンス講座)、（ⅱ）本講座（全４回・一次試験対策)、（ⅲ）論文・面接対策講座（全１回・二次試験対策）

・開催時期　（ⅰ）５月、（ⅱ）６月・７月、（ⅲ）10 月

・場　所　　県庁本館 12 階会議室

・講　師　　ＮＡＣＳ専門講師

【令和７年度実績】

・参加人数　（ⅰ）25 名、（ⅱ）34 名、（ⅲ）８名

【令和８年度実績】

・参加人数　（ⅰ）15名、（ⅱ）19名

② 消費者セミナー

県主催もしくは県と（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（ＮＡＣＳ）との共催で、消費生活に必要な知識や情報の普及啓発を行うため、一般消費者を対象とした消費者セミナーを開催する。

【令和７年度実績】

・テーマ　　（ⅰ）リタイア前後に知っておきたいお金の話、
　　（ⅱ）デジタル時代の消費者トラブル
・開催日　　（ⅰ）令和７年11月８日、（ⅱ）令和７年12月６日
・場　所　　県庁本館12階会議室
・講　師　　（ⅰ）金融経済教育推進機構（J-FLEC）講師、（ⅱ）弁護士
・参加人数　（ⅰ）51名、（ⅱ）54名

【令和８年度計画】

・開催日：令和８年11月７日、令和８年12月５日

③ くらしのセミナー

市町等の協力を得て、消費者グループ、老人クラブ等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉・環境等、日常生活に密着したテーマについての講座を開催する。

【令和７年度実績】

・回数　195回、利用者数　5,363人

【令和８年度計画】

・回数　186回、利用者数　6,184人

④ 講師派遣（出前講座）

市町や消費者グループ、女性・高齢者団体、高校、短大、大学等の要請に応じて、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題や消費生活の基礎知識等についての啓発・情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。

【令和７年度実績】

・回数　53回、利用者数　1,461人
　（うち　若者向け消費生活講座　回数　12回、利用者数　838人）

【令和８年度計画】

・回数　15回、利用者数　538人（令和８年６月までの受付分）

⑤ 啓発資料の作成・配布等

(ｱ) 悪質商法、特殊詐欺等に係る注意喚起

啓発用パンフレット等を作成し、消費者や関係団体、学校等に配布する。また、香川大学等に設置されているデジタルサイネージで、若者に多い消費者トラブルや消費者ホットライン等を周知する広告を上映する。

【令和７年度実績】

・啓発用パンフレット　２種類　　計2,500部
・啓発用リーフレット　１種類　　計1,500部
・啓発用ポケットティッシュ　１種類　計1,500個

(ｲ) エシカル消費

エシカル消費の概念や取組みを紹介する啓発用パンフレットを「くらしのセミナー」などの講座で使用する。

⑥　展示等業務

センター内及び本館・東館連絡通路において、啓発用展示パネルを掲示しリーフレット等を配架する。

また、関係機関や団体等からの要請に応じ、啓発用ＤＶＤやパネルを貸し出す。

【令和７年度実績】

・ＤＶＤ貸出　６件（８本）　　・パネル貸出１件（４枚）

（６）広報媒体を活用した消費者啓発

①　新聞広告（令和７年度）

霊感商法を含めた悪質商法や急増する特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、令和７年８月から令和８年２月にかけて、計７回、新聞広告による啓発を行った。

②　マスコミ等への情報提供

四国新聞「気をつけよう」のコーナーやＦＭサン「消費生活センターだより」、Yahoo！Japan のニュース配信サービス「Yahoo！くらし」において、最新の相談事例の情報やトラブルへの対応方法等について、県民向けにアドバイスを提供する。また、各市町が発行する広報紙等に掲載してもらうため、最新の相談事例の情報やトラブルへの対応方法についての原稿「くらしのワンポイントアドバイス」を毎月１回提供する。さらに、報道機関に対し消費者相談の状況を随時、情報提供する。

【令和７年度実績】

・掲載等実績

四国新聞「気をつけよう」記事掲載数12本、ＦＭサン「消費生活センターだより」毎月１回出演、市町広報紙等掲載79回、「Yahoo！くらし」記事掲載数12回

③　県SNSを活用した情報発信

県政情報XおよびFacebookで消費者被害に関する情報を提供し啓発を行う。

また、「LINEでかがわ」に啓発記事を掲載する。

【令和７年度実績】

・X、Facebook　各６回　　・LINE　６回

④　メールマガジンを活用した情報発信

高齢者や障害者に接する在宅介護事業者に対し、特に注意が必要な悪質商法の手口や対応策について長寿社会対策課及び障害福祉課のメールマガジンを活用して情報提供し、消費者被害の未然防止や早期の発見・相談による被害の軽減・拡大防止を図る。

【令和７年度実績】

・回数　６回

３　事業者に対する調査・指導

県民が安心して、消費生活を送ることができるよう、悪質商法や不当な取引行為による被害の未然防止や早期救済のため、事業者に対する迅速な指導、相談窓口での適切な対応を図る。

（１）特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例

不当な取引行為の適正化を図るため、特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例に基づき、悪質な勧誘行為等を行っている事業者の調査を行う。

【令和７年度実績】

・事業者の処分　１件

（２）食品表示法

生鮮食品や加工食品の品質事項について、巡回調査等を行い、不適正な表示を行っている事業者に対し、指導を行う。

【令和７年度実績】

・調査　29 件（事業者への指導　46 件）

【令和８年度計画】

・巡回調査　20 件

（３）不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

商品及び役務の取引に関する景品類及び表示について、調査を行う。

【令和７年度実績】

・調査　５件（事業者への指導　０件）

（４）家庭用品品質表示法

繊維製品や雑貨工業品などの家庭用品の品質表示について、立入検査を行い、検査結果について消費者庁へ報告する。

【令和７年度実績】

・立入検査　５か所

【令和８年度計画】

・立入検査　３か所

（５）消費生活用製品安全法

特定製品（消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが高い製品：石油ストーブやライター等）について、ＰＳＣマークが付されているものが販売されているか、立入検査を行い、検査結果について四国経済産業局へ報告する。

【令和７年度実績】

・立入検査　５か所

【令和８年度計画】

・立入検査　３か所

（６）消費生活協同組合法

県が所管する消費生活協同組合（地域生協　６、職域生協　８）及び生活協同組合連合会（以下「組合」）からの届出の受付や定款変更等の許認可などを、処理するとともに、組合の業務及び会計状況について、検査を行う。

【令和７年度実績】

・検査　４組合（指摘事項　19 件）

【令和８年度計画】

・検査　３組合

（７）貸金業法

県知事登録を行っている貸金業者（計５事業者）からの変更登録などの事務を行う。

【令和７年度実績】

・立入検査　２事業者

【令和８年度計画】

・立入検査　２事業者

４　消費者政策推進のための関係部局等の連携

消費者行政関係機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、情報交換や施策の調整を行う。

（１）消費生活審議会

外部委員が、知事の諮問に応じ、消費者施策の計画的な推進に関する事項その他の消費者施策に関する重要な事項について調査審議する。また、県民の消費生活に関する事項について意見を述べる。

・構　成　消費者代表５名（うち公募委員２名）、事業者代表５名、学識経験者５名

【令和７年度実績】

・開催日：令和７年７月 14 日

・内容：県の消費者行政の状況、消費生活相談の状況及び香川県消費者教育推進計画に基づく施策の展開状況について報告し、審議のうえ、様々な意見をいただいた。

【令和８年度計画】

・開催日：令和８年７月 27 日

・内容：令和７年度と同様。

（２）食品安全連絡会議食品表示部会

香川県の生産から流通､消費に至る食品の安全・安心の確保を図るため､関係各部局における具体的対策を検討し､相互の協力体制を強化する「香川県食品安全連絡会議」の部会の１つ。食品の品質表示の適正化を推進する観点から、関係部局間の連絡、調整、

協議を行う。

・構　成　くらし安全安心課、健康政策課、薬務課、生活衛生課、農政課、農業生産流通課、畜産課、水産課、高松市

【令和７年度実績】

・開催日：令和７年５月 21 日

・内容：各部局の取組計画、主な制度変更の内容等を報告した。

【令和８年度実績】

・開催日：令和８年６月３日

・内容：令和７年度と同様。

（３）多重債務者対策協議会

国、県、市町、関係団体等が連携し、多重債務被害の防止や多重債務者の支援・救済等を円滑、かつ効果的に実施することを目的として、多重債務者の発見及び相談窓口への誘導、多重債務者の救済や多重債務被害の防止等について協議する。

・構　成　くらし安全安心課、消費生活センター、保健福祉総務課、精神保健福祉センター、財務局、市町、県警察、弁護士会、司法書士会、日本貸金業協会、暴力追放運動推進センター、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会

【令和７年度実績】

・多重債務相談の受理状況、多重債務問題改善プログラムへの対応状況について、令和８年３月に書面開催。

（４）市町消費者行政主管課長会議

消費者行政や消費生活相談の状況について意見交換を行う。

・構　成　くらし安全安心課、消費生活センター、市町

【令和７年度実績】

・開催日：令和７年５月 28 日

【令和８年度実績】

・開催日：令和８年５月 25 日

（５）かがわ消費者見守りネットワーク連絡会議

消費者被害に関する事案を県の消費生活相談窓口に円滑につなぐなどの見守り活動を活性化させ、特に高齢者・障がい者等の消費者被害の未然防止や軽減を図るため、構成員等を対象に、見守り活動に役立つ情報を提供する。

・構　成：くらし安全安心課、消費生活センター、県民センター、市町消費生活行政主管課、市町地域包括支援センター、警察署生活安全主管課、市町社会福祉協議会、消費者団体等

【令和７年度実績】

・メールによる配信：17 回（うち臨時号１回、特別号４回）

・啓発資材の配布：見守り活動のポイントや消費者トラブルの見守り事例について啓発

するパンフレットを作成・送付

【令和８年度計画】

・メールによる配信：17 回予定

・啓発資材の配布：特殊詐欺防止広報啓発パンフレットを作成・送付